

HP 掲載内容

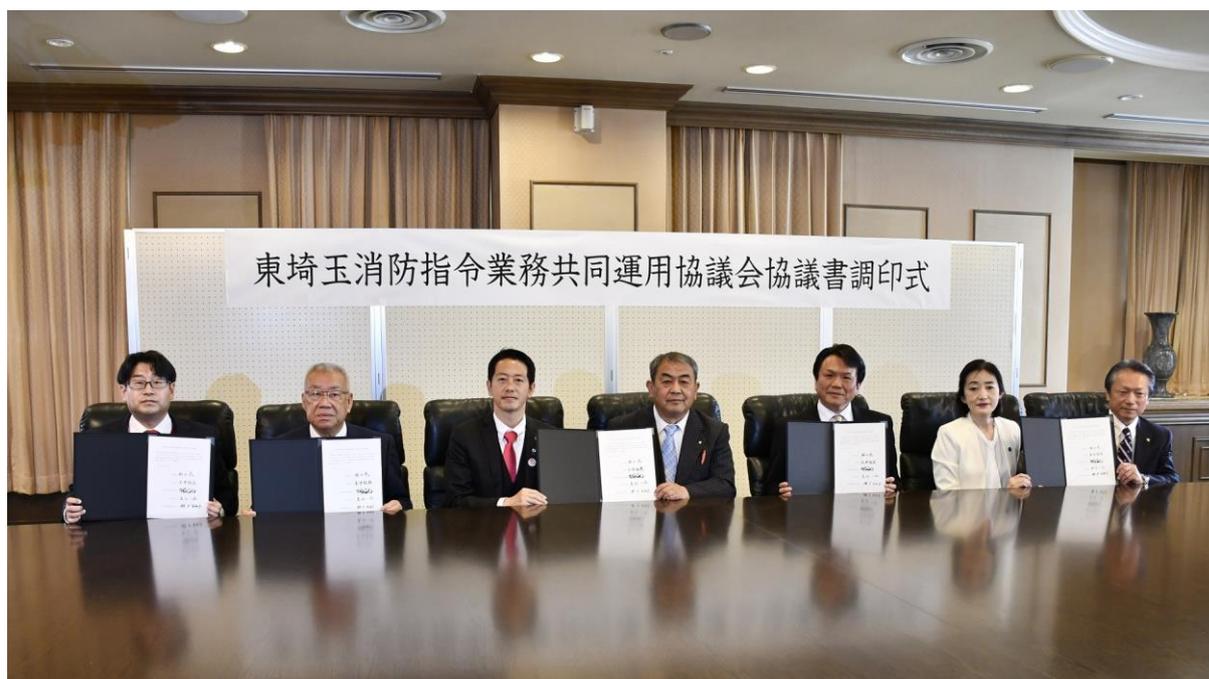
◇東埼玉消防指令業務共同運用協議会調印式を行いました。

令和5年4月11日、越谷市中央市民会館において、東埼玉消防指令業務共同運用協議会協議書調印式を行いました。

令和5年5月1日から越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合において、東埼玉消防指令業務共同運用協議会（法定協議会）を設置することについて協議を行い、承認されました。その後、構成団体の市長及び組合管理者による協議書への調印を行いました。

令和8年度から（仮称）共同消防指令センターの運用を目指し、詳細な調整を行っていきます。

※ 共同消防指令センターとは、119番通報の受付業務や出動指令などの消防指令業務を共同で処理するため、構成団体で共同整備する消防指令センターです。



左から：越谷市長、三郷市長、吉川松伏消防組合管理者、吉川松伏消防組合副管理者、春日部市長、草加八潮消防組合管理者、草加八潮消防組合副管理者